

(1) 中医協だけで対応できないとした項目		
・「ドクターフィー」導入の是非(4-2-)	一部は、中医協の所掌	診療報酬を医師に直接支払うことは、健康保険法第76条(保険医療機関に対して支払わなければならない)の改正が必要であるため、医療保険部会での議論が必要。(ただし、今後の議論の予定は未定) ドクターフィー的な要素を診療報酬に導入する是非等については、中医協で議論可能。 「医師の負担軽減・処遇改善」などの中で議論してはどうか。
・再診料の意味合いに関する調査(1-2-5)		
・IT化や日本版RHIO (Regional Health Information Organization) などの取り組みを通じたシームレスな地域連携の促進(11-2-)	同上	具体的な診療報酬上の評価については議論可能。 「地域特性」、「介護との連携」などの中で議論してはどうか。
・都道府県に対する裁量権付与の是非の検討(12-2-)	同上	医療計画など医療制度の根本に関するものであり、医療法や健康保険法の改正が必要(医政局の検討会や医療保険部会で議論すべき内容。ただし、具体的な議論の予定は未定) 一部は、「地域特性」などの中で議論してはどうか。
・看護職員の確保・定着、医療安全の確保等に向けた検討(6-1-)	同上	基本的には(医政局の)「第7次看護職員需給見通しに関する検討会」などにおいて議論すべきもの。 どのような診療報酬を導入すればこれらの課題に資するかについては議論可能。 「看護職員の負担軽減・処遇改善」などの中で議論してはどうか。
・看護師の多様な雇用形態及び労働形態の検討(6-2-)		
・潜在看護師の復職支援(6-2-)		
・訪問看護の適切な提供のための医療保険と介護保険の間の整理(医療保険への一本化も含めた検討)(8-2-)	同上	医療保険部会及び介護保険部会で議論すべき内容。(具体的な予定は未定) 具体的な診療報酬上の評価については議論可能。「訪問看護」で議論してはどうか。
・診療報酬で評価する部分と補助金でカバーする部分の整理(他-2-)	同上	概念整理であれば議論可能。 個別の補助金と点数の関係を議論する場合には、それぞれの分野について検討会(主に医政局)での議論が必要。

・終末期医療についての国民的議論(他-2-)	同上	「終末期医療に関する調査等検討会」(平成20年1月。医政局長による検討会)など、医療全体の枠組みの中で議論してきている経緯がある。今後の議論の予定は未定。 ただし、具体的な診療報酬上の評価については議論可能。
・診療報酬以外での政策的対応(保険局、医政局、労働基準局による統一的な取り組み)(4-2-)	中医協での議論は困難	診療報酬以外の対応は、中医協の所掌外。 ただし、中医協に医政局や労働基準局を呼んで、ヒアリングを行うことは可能。
・答申と施行時期の見直し(現場での対応に必要な時間の確保)(他-2-)	施行時期を遅らせることについて議論することは可能か。	(答申の前倒しについて) 改定率の決定は予算と関連するため12月より前倒しはできず。改定率決定後に個別項目の議論となるため、答申の大幅な前倒しは不可能。 (施行を遅らせることについて) 議論をすることは可能。
(2) 前回、調査予定なしとした調査		
・一般病棟入院基本料の入院早期加算引き上げに伴う影響(1-1-2)	一部は、対応可能	社会医療診療行為別調査、施設基準等の届出状況調査等のデータを用いて対応可能。
・基本診療料及び技術料に係る中間消耗材料費等を含むコスト分析調査(1-2-2)	同上	コスト評価分科会の元データの再集計を行う予定。それ以外は、新たな調査を行う必要がある。
・消費税に関わる損税の実態調査。(1-2-3)	同上	薬価や診療報酬上の税の取扱いについては、既存の制度の精査で対応可。 病院経営の中での税負担については、医療経済実態調査で対応可。
・現場の看護職員からのヒアリング(6-2-2)	同上	例えば、看護協会が行っている調査の紹介などを行うことは可能。
・二次医療圏ごとの訪問看護ステーションの設置・運営状況(8-2-1)	同上	検証部会(23年)で対応可能。
・クリニカルリサーチにおけるDPCの弊害の調査(10-2-2)	同上	DPCにおける新規技術導入等に伴う臨床研修病院や教育病院の機能評価の在り方の中で検証し、必要に応じて調査。
・医療保険、介護保険のサービス提供の実態、患者・利用者負担の整合性等の調査(11-2-2)	同上	検証部会(23年)で対応可能。
・地域連携の実態調査(11-2-2)	同上	検証部会(23年)で対応可能。
・地域ごとの医療提供、医療需要の調査(需要と供給の実態に基づいた地域特性の把握)(12-2-)	同上	主に医療法に関するもの。地域病院の存在意義などについては検証部会で調査可能。 必要な医師数については、「必要医師数実態調査」(医政局)において調査中。